

「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画（素案）」について

1 計画策定の趣旨

徳島県においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定により、平成22年3月に改定した「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立を促進するために総合的に施策を実施してきたところである。このたび、平成26年度末で計画期間の終期を迎えることから、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた、更なる施策の推進を図るため改定する。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 素案の概要

（1）基本理念

『ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境づくり』

（2）基本目標

次の5つの項目を基本目標として、具体的な施策を推進する。

- I 相談支援体制の充実
- II 就労・自立支援の充実
- III 子どもへの支援の推進
- IV 子育て・生活支援の充実
- V 経済的支援の充実

4 今後の予定

- ・パブリックコメントの実施（12月中旬から1か月）
- ・徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会に計画案報告（2月初旬）
- ・議会に計画案報告（2月議会）